

牛久市内部事務処理システム更新事業プロポーザル審査要領

この「牛久市内部事務処理システム更新事業プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、牛久市が実施する「牛久市内部事務処理システム更新事業」（以下「本事業」という。）に係る優先交渉権者及び次順位候補者を選定するために行う技術提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

本事業に係るプロポーザルの審査は、牛久市内部事務処理システム更新事業公募型プロポーザル選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において実施するものとする。

選定審査委員会は、プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）から提出された技術提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

（１）一次審査

技術提案書、機能証明書、費用見積書について、選定審査委員会において審査のうえ、別紙の評価基準に基づき評価を行い、評価点が最も高い上位３者を一次審査通過者とする。

なお、評価点が同点の場合は、見積金額が低い者を上位者とする。見積金額も同額の場合は、選定審査委員会において合議のうえ、順位を決定するものとする。

（２）二次審査

一次審査通過者のみを対象として、以下のとおり二次審査を実施する。

① プレゼンテーション審査

選定審査委員会の各委員が評価基準に基づき評価を行う。

② 担当者向けデモンストレーション審査

選抜した実務担当者が評価基準に基づき評価を行う。

（３）最終選定

一次審査の評価点に、選定審査委員会が承認した二次審査の点数を加算し、優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

なお、総評価点が同点の場合は、見積金額が低い者を上位者とする。見積金額も同額の場合は、選定審査委員会において合議のうえ、順位を決定するものとする。

（４）提案者が１者のみの場合

提案者が1者のみであった場合でも、選定審査委員会において技術提案書等に基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を市長に報告するものとする。

3 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は以下のとおりとする。

(1) 一次審査

審査書類	配点
技術提案書	15 点
機能証明書	25 点
費用見積書	30 点
合計	70 点

詳細な審査項目、評価の観点及び配点は、別紙「技術提案書評価基準」「機能証明書評価基準」「費用見積書評価基準」のとおりとする。

(2) 二次審査

審査区分	配点
プレゼンテーション審査	10 点
担当者向けデモンストレーション審査	20 点
合計	30 点

詳細な審査項目、評価の観点及び配点は、別紙「プレゼンテーション審査評価基準」「担当者向けデモンストレーション審査評価基準」のとおりとする。

(3) 総合計

一次審査及び二次審査の合計点は100点とする。

4 審査結果の通知

審査結果は、各提案者に電子メールにより通知する。併せて、優先交渉権者に特定した事業者の名称等を、牛久市公式ホームページで公表する。

なお、審査については非公開とし、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じない。また、審査内容についても開示しない。